（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付申請）

第一条の二十九　法第十九条の三十第二項の船級協会（次項において単に「船級協会」という。）が二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認若しくは変更の承認又は二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶（以下「二酸化炭素放出抑制対象船級船」という。）に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書（第一号の五の五様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2　国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　船級協会の二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認又は変更の承認に関する書類

二・三　（略）

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納）

第一条の三十二　船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（第三号の場合にあつては当該効力を失つた国際二酸化炭素放出抑制船舶証書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二　（略）

三　第一条の二十八第四項の規定により国際二酸化炭素放出抑制船舶証書がその効力を失つたとき。

四・五　（略）

（検査対象船舶）

第二条　（略）

2　法第九条の三第一項に規定する設備（同条第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。）に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、有害液体物質ばら積船（技術基準省令第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。以下同じ。）とする。

3～7　（略）

別表第一の七（第四十五条関係）

（略）	（略）	（略）	（略）
手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	10,000	16,900
（略）	（略）	（略）	（略）
相当手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	10,000	16,900

別表第一の八（第四十五条関係）

（略）	（略）	（略）	（略）
手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,800	16,700

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付申請）

第一条の二十九　法第十九条の三十第二項の船級協会（次項において単に「船級協会」という。）が二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶（以下「二酸化炭素放出抑制対象船級船」という。）に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書（第一号の五の五様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2　国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　船級協会の二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に関する書類

二・三　（略）

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納）

第一条の三十二　船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（第三号の場合にあつては、発見した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

三・四　（略）

（検査対象船舶）

第二条　（略）

2　法第九条の三第一項に規定する設備（同条第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。）に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、有害液体物質ばら積船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。以下同じ。）とする。

3～7　（略）

別表第一の七（第四十五条関係）

（略）	（略）	（略）	（略）
手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,200	15,500
（略）	（略）	（略）	（略）
相当手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,200	15,500

別表第一の八（第四十五条関係）

（略）	（略）	（略）	（略）
手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,000	15,300